

福井県報

第 195 号
令和 4 年
5月10日(火)
火曜日発行

目次

告示
 ○土地改良区の定款変更の認可(二〇九・丹南農林総合事務所)……………一
 ○道路の区域の変更(二一〇・二二二・道路保全課)……………一

公告
 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(財産活用課)……………二
 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(DX推進課)……………二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(砂防防災課)……………七

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………七

監査委員告示
 ○監査の結果に基づく措置報告(六)……………七
 ○令和三年度包括外部監査の結果報告書(七)……………一四

選挙管理委員会告示
 ○政治活動のために寄附を受け、または支出することができなくなった団体の名称(四一)……………一四

○政治団体の設立の届出(四二)……………一四

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(四三)……………一五

○政治団体の解散の届出(四四)……………一六

○資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(四五)……………一七

○個人演説会等の施設の指定の取消し(四六)……………一七

公安委員会告示
 ○警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施(四五・生活安全企画課)……………一七

告示

福井県告示第209号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名	認可年月日
福井朝日土地改良区	令和4年4月26日

福井県告示第210号

一般国道305号の下記区間において、橋梁補修工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年5月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	305号	新	南条郡南越前町河野4 5字沙揚15番2から 南条郡南越前町河野4 8字別当地9番1まで	9.6 ~ 27.8	174.9
			田	南条郡南越前町河野4 5字沙揚15番2から 南条郡南越前町河野4 8字別当地9番1まで	7.6 ~ 20.9

福井県告示第211号

主要地方道佐田竹波敦敦線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和4年5月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	佐田竹波敦賀線	新	敦賀市二村11号従弟1番3から敦賀市榑川91号イトコ崎1番1まで	50.6 ～	85.7
		旧	敦賀市二村11号従弟1番3から敦賀市榑川91号イトコ崎1番1まで	52.7 ～	85.7

福井県告示第212号

一般県道大谷杉津線の下記区間において、道路防災対策工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和4年5月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	大谷杉津線	新	南条郡南越前町大谷109字奥山8番5から南条郡南越前町大谷109字奥山8番6まで	7.5 ～	133.3
		旧	南条郡南越前町大谷109字奥山8番5から南条郡南越前町大谷109字奥山8番6まで	7.5 ～	133.3

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第8

2号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る特定役務の名称および数量
県庁舎総合管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部財産活用課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 落札者を決定した日
令和4年3月25日
- 落札者の名称および住所
株式会社 アイビックス
福井県福井市下馬2丁目101番地
- 落札金額
182,556,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 規則第4条の規定による公告を行った日
令和4年2月8日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項
 - 調達をする業務の名称および数量
共用サーバ利用システム運用業務 一式
 - 業務の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。
 - 契約期間
令和4年6月30日から令和7年7月31日まで（長期継続契約）
ただし、令和4年6月30日から令和4年7月31日の間は引継ぎ期間とし、業務実施期間は令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間とする。
この場合に、福井県において契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。
 - 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
 - (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
 - (6) 過去3年間に、公共団体（国、地方公共団体等）から委託されたWeb方式のオンラインシステム運用業務を2年間に以上履行した実績を有する者であること。
 - (7) 調達仕様書 2. 2(2)①に定める技術者を派遣可能であること。
 - (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 3 電子入札の実施
- 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期間
令和4年5月10日（火）9時から令和4年5月30日（月）17時まで
- (2) 申請書等の提出方法
 - ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
 - イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。
- 5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
 - (1) 入札書の提出方法
4(2)と同様とする。
 - (2) 入札書の提出期間
令和4年6月21日（火）9時から令和4年6月22日（水）15時まで
 - (3) 開札日時
令和4年6月23日（木）10時
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に36か月の月数を乗じた金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項
この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県地域戦略部DX推進課 デジタル県庁グループ

電話 0776-20-0270

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required Operation of the System using Shared-Server

(2) Date, time of Bidding

9:00 A.M. 21th June 2022 - 4:00 P.M. 22st June 2022

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st July 2025

(4) The place for delivery and Contact for notice

DX Promotion Division, Department of, Regional Strategy, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan. Tel 0776-20-0270

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および人工膝関節置換手術支援ロボットの購入調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でない

こと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用し入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
 〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和4年5月10日(火) から令和4年5月24日(火) までの8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間
 令和4年5月10日(火) から令和4年5月24日(火) までの8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
 5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること。(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ(提出先)に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和4年6月21日(火) 8時30分から17時まで

(3) 開札日時

令和4年6月22日(水) 8時30分から16時まで(必着)

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Artificial knee replacement surgery support robot 1set

(2) Date, Time of Bidding

9:00 AM 23 June 2022

(3) Deadline for delivery

31 March 2023

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui city.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部砂防防災課
福井市大手3丁目17番1号
- 落札者を決定した日
令和4年3月28日
- 落札者の名称および住所
株式会社ワルツ電波
福井市豊島2丁目6番7号
- 落札金額
63,800,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 規則第4条の規定による公告を行った日
令和4年2月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月10日

福井県知事 杉本 達治

- 開発区域または工区に含まれる地域の名称
勝山市荒土町新保20字横枕2番1、2番2、3番、4番1、4番2、7番5および7番11、新保21字稗田1番5、1番6、2番2、2番3、3番2、4番1、5番1、7番4、9番1、10番、11番、12番、13番、14番1、17番、18番、19番2、20番2、21番、22番、23番、24番、25番1および26番3、松ヶ崎1字上ノ島18番21、18番23、18番31、18番32、18番33、18番34、21番4、21番28の一部および21番32ならびに松ヶ崎2字玉川1番2、

- 6番2、6番4、6番6、7番1、7番2、8番9、8番10、8番11、9番2、11番2、13番2および17番の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

勝山市元町1丁目1番1号

勝山市土地開発公社

理事長 小沢 英治

監査委員告示

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和4年5月10日

福井県監査委員

笹岡 一彦

同

西畑 知佐代

同

江川 権一

同

伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

1 交流文化部

監査対象機関	恐竜博物館
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 133,324円)
措置の内容	職員に対して、運転の際には交通法規を守り、走行前の安全確認を十分に 行い、事故防止に努めるよう訓示した。
監査対象機関	歴史博物館
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	昨年度に引き続き、行政財産使用料について、納付期限は納入通知か ら20日以内とすべきところ、20日を超えているものがあった。
措置の内容	調定時に、内容に対して納入期限が適切か、複数職員による確認を徹底 することとした。
監査対象機関	美術館
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録して いないものがあった。
措置の内容	備品取得時には、物品購入調書と支出命令書類について同時に決裁を行 うように改めた。

監査対象機関	若狭歴史博物館
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(人身1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 1,609,104円)
措置の内容	所属長は、職員の健康管理に留意し、公用車運転時は時間に余裕をも ち、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践など、安全運転を常に 行うよう声かけ・指導する。

監査対象機関	福井運動公園事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	水飲み場を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 770,000円)
措置の内容	積雪時には、敷地内の工作物に除雪ポールを設置し、細心の注意を払っ て除雪作業を行う。

2 安全環境部

監査対象機関	消防学校
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 125,994円)
措置の内容	全職員に対し、公私を問わず交通法規を遵守し、安全運転に努めるとと もに、特に公用車の運転の際には細心の注意を払うよう周知徹底した。

3 健康福祉部

監査対象機関	奥越健康福祉センター
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、公用車を廃車していた。また、損害賠償金および車両運搬費の支払が発生していた。 (損害賠償額 22,000円、運搬費68,420円)
措置の内容	全職員を対象に交通安全講習を実施し、安全運転に努めるよう徹底した。

監査対象機関	丹南健康福祉センター
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	戻入処理すべき当年度支出に係る扶助費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあつた。
措置の内容	戻入処理すべき案件が発生した場合は、事業担当者だけでなく経理担当職員等複数の職員で適切な処理方法を確認することにより、再発を防止する。

監査対象機関	嶺南振興局二州健康福祉センター
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	1 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 77,011円、修繕費 378,566円) 2 戻入処理すべき当年度支出に係る扶助費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあつた。
措置の内容	1 自動車の安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促し、安全運転の意識向上を図るため、移行する運転日誌にこれらを確認するためのチェックシートを備え付けた。 2 戻入・歳入調定において疑義が生じた際は、関係課に確認の上、誤りの無いよう複数人の職員で処理を行う。

監査対象機関	総合福祉相談所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 175,000円、修繕費 99,957円、99,649円、99,539円)
措置の内容	全職員に対して安全運転に対する意識を向上させるため、毎月開催している課長会や職場内での会議において、安全運転と交通法相遵守の徹底を繰り返し注意喚起するとともに、警察署員を講師に招いて交通安全講習会を開催した。 また、交通事故を起こした職員に対しては、所属長が事故原因と防止策を認識させ、再発防止を図った。

4 農林水産部

監査対象機関	奥越農林総合事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 744,326円)
措置の内容	自動車の安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促すとともに、交通安全講習会の開催など職員の交通安全意識向上に努めた。

監査対象機関	丹南農林総合事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	契約金額が50万円以上の委託契約において、請書を徴していないものがあつた。
措置の内容	今後は、福井県財務規則等での確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な執行に努める。

監査対象機関	畜産試験場
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	手数料について、事前に資金前渡すべきところ職員が立替払しているものがあつた。
措置の内容	資金前渡する際は、職員の立替払が発生しないよう振込方法と手数料の金額を複数の職員で確認することとした。
監査対象機関	水産試験場
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 232,584円、50,332円 修繕費 98,329円、85,076円)
措置の内容	所属開催の月例会や個別の職員面談時に、所属長から安全運転と交通法規の遵守について徹底するとともに、今回の事故が2件とも他車との接触事故であつたことから、特に以下の点について周知徹底を行った。 ・公用車使用時は極力複数人で乗車し、安全確認の機会を増やす。 ・公用車運転時は混雑した駐車場や狭い道路の通行を極力避ける。
監査対象機関	総合グリーンセンター
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 127,457円、50,006円)
措置の内容	全職員に個々の事案を伝え、交通法規の遵守および安全運転の徹底を強く指導するとともに、運転前の上司への報告と安全確認の声掛けを行うこととした。また、職場内に事故防止ポスターを掲示し、再発防止を図っている。

5 土木部

監査対象機関	福井土木事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	令和元年度歳入として受け入れられているものがあつた。
措置の内容	令和元年度分の道路占用料の調定漏れが原因であるため、道路占用許可台帳の様式を見直し、担当以外の職員でも許可内容等を確認できるようにするとともに、令和3年度からは、この台帳を基に一覧表を作成し、調定誤りや漏れがないかを複数の職員でチェックできるようにする等、再発防止策を講じている。
監査対象機関	奥越土木事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	1 令和元年度歳入として受け入れられるべき電気料個人負担金について、令和2年度歳入として受け入れられているものがあつた。 2 通信運搬費について、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。 3 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあつた。
措置の内容	1 担当者と総務経理グループリーダーで歳入の事務手続等について再確認を行うとともに、調定時には複数職員で確認を行うこととした。 2 担当者を複数にして請求書の内容確認を相互で行い、支払時期の失念、支払内容の誤りがないよう徹底した。 3 所属長との再照合に加え、出納員が毎月の点検時に帳簿等を担当者で確認することとした。

監査対象機関	丹南土木事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 364,848円)</p> <p>2 工事請負契約において、債務負担行為に係る支払年度区分の変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。</p>
措置の内容	<p>1 警察職員を講師に招いて安全運転講習会を開催するなど、職員の交通安全と交通法規の遵守について改めて注意を喚起し、安全運転の意識向上に努めた。</p> <p>2 支払年度区分の変更のあった契約すべてについて、変更契約が確実に締結されたか複数教人により再確認することとした。</p>

監査対象機関	嶺南振興局教賀土木事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 76,671円)</p>
措置の内容	<p>課長会を通じ全職員に対し、車両の運転について、周囲の確認や一時停止、駐車場内の安全走行を徹底するとともに、安全運転と交通法規の遵守を徹底するように注意喚起した。</p>

監査対象機関	嶺南振興局小浜土木事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 416,728円)</p>
措置の内容	<p>安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう全職員に対して注意喚起を行った。 毎週実施している所内連絡会において安全運転を繰り返し呼びかけるとともに、安全運転講習会の受講を徹底させ意識向上を図った。</p>

監査対象機関	嶺南振興局教賀港湾事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 166,430円)</p>
措置の内容	<p>自動車の安全運転と交通法規遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促し、職員の安全運転の意識向上を図った。また、毎週月曜日に行う打合せ会において所属長から安全運転について繰り返し注意喚起を行い、交通事故の防止に努めた。</p>

監査対象機関	福井空港事務所
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>土地使用料の調定が著しく遅れているものがあった。</p>
措置の内容	<p>調定時に所属長、出納員等複数教人により厳格にチェックすることとした。</p>

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	奥越高原青少年自然の家
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。</p>
措置の内容	<p>年費はがきについても、登記が必要であることを所員全員に周知し、使用時に記入する郵便切手類使用簿への記載を徹底させることにより登記もれがないようにする。</p>

監査対象機関	三方青年の家
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 5年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。 3年連続して、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあった。 契約金額が50万円以上の売買契約において、請書を徴していないものがあった。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 現金領収について、過去に報告した措置内容および会計研修を複数回実施し、規則等の遵守を徹底するとともに現金受領（施設使用料・主催事業参加料）から、「納入通知書」による納入とした。 所長・出納員だけでなく、臨時出納員を含め、3人による再照合を徹底した。 会計処理の知識取得に努めるため、会計研修を複数回実施した。

監査対象機関	高志高等学校
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>昨年度に引き続き、電気料個人負担金の算定を誤り、87円の過大徴収となっていた。</p>
措置の内容	<p>算定誤りのないよう複数の職員での確認を徹底するとともに、前月の調定決議書を算定確認資料として新たに添付することとした。</p>

監査対象機関	丸岡高等学校
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>昨年度に引き続き、就学支援金対象者の授業料を誤って徴収し還付したため、還付加算金が発生していた。</p>
措置の内容	<p>就学支援金の申請書を起案する際に、銀行へ提出する授業料の振替停止依頼書を添付することで、再乗防止に努める。 また年度当初の在校生の口座振替登録の際には、前年度末の振替一覧を添付することで誤りがないかを確認する。さらに、就学支援金対象者と授業料納付者が区別できる一覧表を作成し、銀行から提出される授業料の振替予定一覧との照合を複数で行う。</p>

監査対象機関	丹南高等学校
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>契約金額が50万円以上の売買契約において、請書を徴していないものがあった。</p>
措置の内容	<p>福井県財務規則等での確認を徹底し、決裁時には複数人で確認することとした。</p>

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	福井警察署
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	<p>公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 36,300円 修繕費 99,943円、68,596円）</p>
措置の内容	<p>当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導を受講させ、再発防止を図った。 全署員に対しては、交通違反、事故に関するアンケートを行い、署員の意識を分析した上で毎朝点検時等に当日の天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法を指示している。</p>

監査対象機関	福井南警察署
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損4件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 207,669円、52,800円 修繕費 119,658円、88,726円、59,642円)
措置の内容	当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導や道路交通法の遵守のための教養等を実施し、再発防止を図った。 全署員に対しては、事故の発生状況を分析し、事故発生による影響や同乗者が実施すべき事項について指導教養を行い、交通事故の再発防止を図っている。

監査対象機関	大野警察署
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	1 委託料の支払金額を誤り、後日返納しているものがあった。 2 公用車の事故(物損1件)等により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 46,075円 修繕費 99,440円、 75,174円、64,427円)
措置の内容	1 支払事務を行う際には、業務の履行結果と請求の内容が合致しているかを複数人で確認するように指示し、再発防止に努める。 2 当事者に対しては、事故原因を自ら申告させることにより再発防止を図るとともに、運転時における道路状況確認の方法について個別に指導教養を行った。 全署員に対しては、交通事故防止を目的とした集合教養を実施するとともに、公用車は原則2人乗車とし、車両後退時の降車誘導の徹底を指示している。

監査対象機関	鯖江警察署
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。 (修繕費 99,880円、運搬費 16,000円)
措置の内容	当事者に対しては、車両乗車中は運転に集中するとともに、周囲への安全確認を徹底するよう指導教養し、再発防止を図った。 全署員に対しては、毎朝点検等の機会を通じて「安全運転5則」の遵守、運転時の心構えを指示し、交通事故防止に関する意識の向上を図っている。

監査対象機関	越前警察署
監査年月日	令和4年3月8日
監査の結果	公用車の事故(人身1件、物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 714,703円 修繕費 187,924円、 187,744円、89,741円)
措置の内容	当事者に対しては、運転技能に関する指導を実施した上で警察車両運転技能認定確認検査を受検させ、安全運転意識および運転技能を高めさせて交通事故の再発防止を図った。 全署員に対しては、教養資料の発出や、出発前の幹部による注意喚起等、あらゆる機会を通じて道路交通法の遵守や交通事故防止対策を指示し、署内で危険予測トレーニング機器を用いて交通事故防止教養を実施する等、交通安全にかかわる意識の醸成を図っている。

福井県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人木村善路から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和4年5月10日

福井県監査委員 笹岡 一彦
同 西畑 知佐代
同 江川 権一
同 伊藤 和弘

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第41号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
美山地区西川一誠後援会	山田 甚二郎	渡辺 輝尚	福井市奈良瀬町9-27

福井県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

（政党の支部）

（1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
-------	---------	--------	----------	------------

令和4年 3月18日	国民民主党福井県総支部連合会	矢田 稚子	矢田 稚子	福井市門前2-1213
---------------	----------------	-------	-------	-------------

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年 3月18日	佐藤たけゆき後援会	佐藤 岳之	恩地 紀	坂井市丸岡町舟寄9-1-16
令和4年 4月6日	釣本音次後援会	釣本 音次	釣本 音次	大飯郡高浜町宮崎9-0-8
令和4年 4月6日	玉村なりあき後援会	玉村 光導	玉村 和義	越前市上真柄町35-18-7
令和4年 4月7日	佐々木哲夫後援会	前田 清作	佐々木 義一	越前市東庄境町29-22
令和4年 4月12日	畑勝浩後援会	畑 勝浩	内田 隆陽	越前市栗田部町34-30

福井県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年 4月1日	前田一博後援会	山田 芳清	代表者	山田 芳清	前田 高士
令和3年 4月26日	福井県歯科衛生士連盟	大門 智子	会計責任者	中林 育実	中林 育美
令和4年 1月1日	山田しげき後援会	深田 嘉久	会計責任者	山田 千代子	角屋 昭夫
令和4年 2月19日	三田村てるしと歩む会	渋谷 明	代表者	渋谷 明	三田村 公太郎
令和4年 2月28日	日本共産党福井県支部委員会	上原 修一	会計責任者	北原 武道	木嵩 精二

令和4年 3月26日	清水一徳後援会	五十嵐 康三	代表者	五十嵐 康三	石川 浩
令和4年 3月27日	立憲民主党福井県総 支部連合会	三田村 輝士	代表者	三田村 輝士	齋木 武志
令和4年 3月30日	尾谷和枝後援会	尾谷 和枝	会計責任者	尾谷 和枝	尾谷 和孝
令和4年 3月30日	佐々木勝久後援会	黒田 一郎	代表者	黒田 一郎	藤本 俊克
			会計責任者	園 昇	後藤 肇
令和4年 3月31日	自由民主党小浜市支 部	本田 真希雄	主たる事務所の 所在地	小浜市大興寺9-56	小浜市下田26-14
			代表者	本田 真希雄	吉田 一夫
令和4年 4月6日	わのうち誠一後援会	山下 寛	名称	わのうち誠一後援会	輪内誠一後援会
			公職の種類 (第一号)	参議院議員	衆議院議員
令和4年 4月12日	斉木武志後援会	斉木 武志	公職の候補者の 氏名および公職 の種類 (第二号)	斉木 武志 参議院議員	斉木 武志 衆議院議員

福井県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和3年12月31日	山田さかえ後援会	柳原 輝夫
令和4年3月10日	大下重一後援会	畑 壽典
令和4年3月22日	希望と安心のふくいを創る会	村田 嘉孝
令和4年3月25日	チームさばえ	佐々木 勝久
令和4年3月27日	越前若狭自治研究会	玉村 和夫
令和4年3月27日	玉村和夫後援会	福田 修治
令和4年3月31日	田中千賀子を励ます会	山崎 洋子

福井県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年4月12日	斉木 武志	斉木武志後援会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員

福井県選挙管理委員会告示第46号

坂井市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
坂井市春江中小企業センター	坂井市春江町随応寺第20号24番地1	令和4年4月1日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第45号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和4年5月10日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の区分、実施日、時間および場所

(1) 審査の区分、実施日および実施時間

検定の区分	実施日	実施時間

交通誘導警備業務 1 級	午前 10 時から 正午まで
交通誘導警備業務 2 級	午前 10 時から 正午まで
貴重品運搬警備業務 1 級	午前 10 時から 正午まで
貴重品運搬警備業務 2 級	午前 10 時から 正午まで
施設警備業務 1 級	午後 2 時から 午後 4 時まで
施設警備業務 2 級	午後 2 時から 午後 4 時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務 2 級	午後 2 時から 午後 4 時まで

- (2) 実施場所
福井県福井市宝永 3 丁目 8 番 1 号
福井県警察本部 葵分庁舎 2 階会議室
- 2 定員
各 10 人
- 3 対象者
審査申請書提出時の住所地または所屬している営業所の所在地が福井県内である次の者とする。

- (1) 交通誘導警備業務 1 級
警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る 1 級検定に合格した者
- (2) 交通誘導警備業務 2 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者
- (3) 貴重品運搬警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る 1 級検定に合格した者
- (4) 貴重品運搬警備業務 2 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者
- (5) 施設警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る 1 級検定に合格した者

- (6) 施設警備業務 2 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 1 級検定または 2 級検定に合格した者
- 4 検定合格者審査の内容
- (1) 1 級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 警備業務の実施に関すること。
- (ニ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を 2 種目）。
- (2) 2 級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 警備業務の実施に関すること。
- (ニ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を 1 種目）。
- 5 申請手続等
- (1) 受付期間
令和 4 年 5 月 23 日（月）から同年 5 月 27 日（金）までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 5 時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。
- (2) 審査申請書の提出先
検定合格者審査を受検しようとする者（以下「審査申請者」という。）の住所地または審査申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類等
ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 受検しようとする審査の区分に該当する旧検定合格証の写し 1通

エ 福井県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた者で、福井県公安委員会の行う検定合格者審査を受けようとする者にあつては、その者が福井県内に住所を有することを疎明する書面またはその者が福井県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 手数料

4,700円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること

。なお、納付された審査手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定合格者審査受検時の携行品

・筆記用具

(2) 受検しようとする検定合格者審査の区分に係る旧検定合格証

受検票の交付

受検票は、審査当日の受付時に交付する。

7 審査に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全

課（係）

令和四年五月十日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県